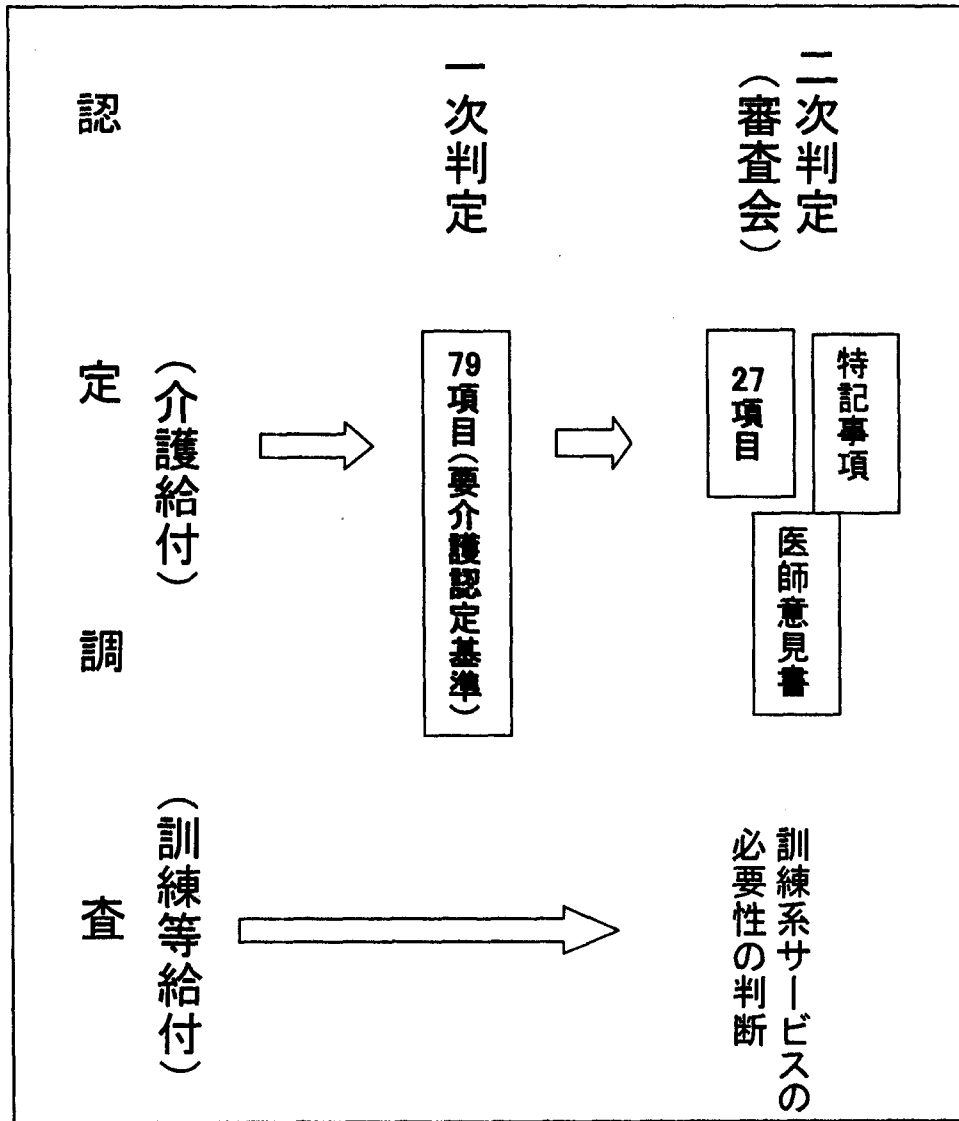


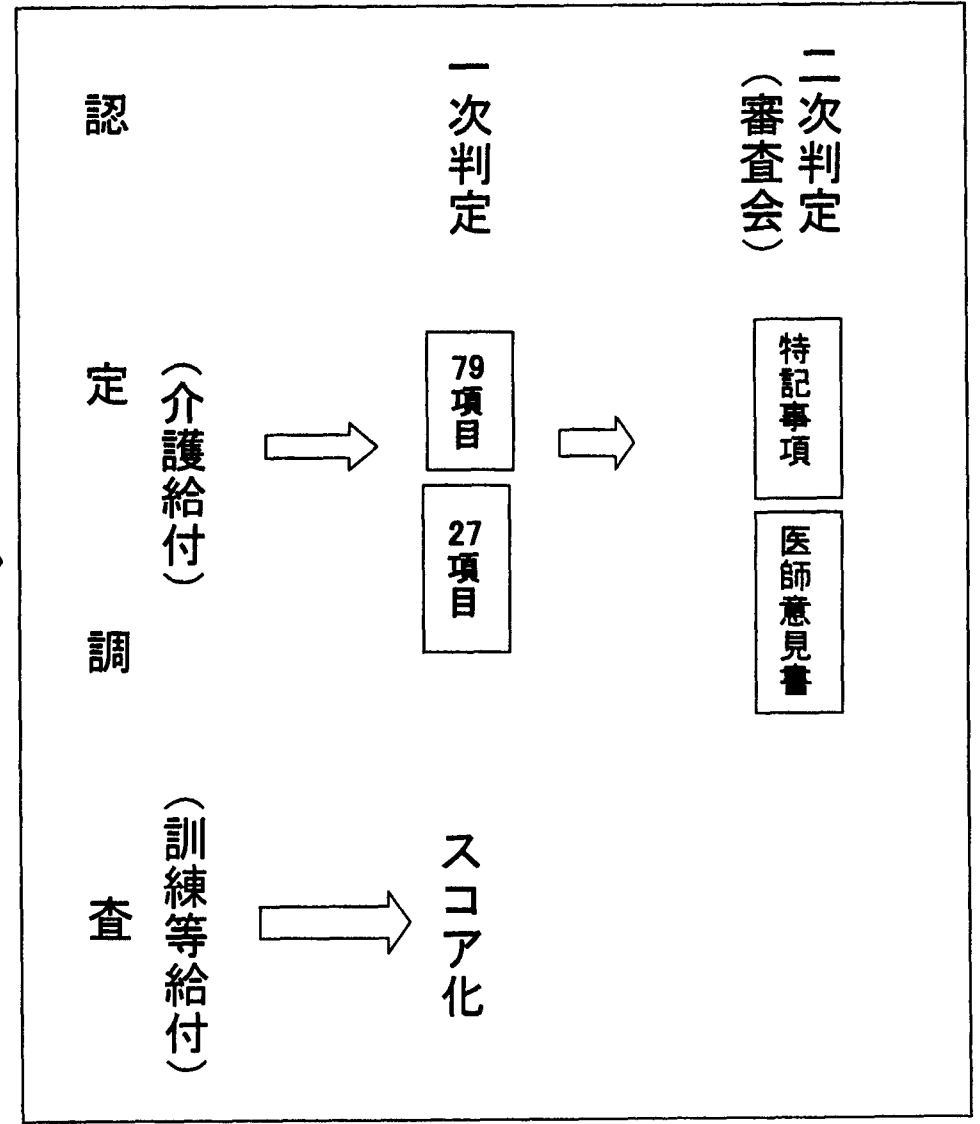
障害程度区分について

障害程度区分の作業プロセス

データ収集段階(障害程度区分判定等試行事業)



判定ロジック等作成段階



1. 介護給付に関する障害程度区分

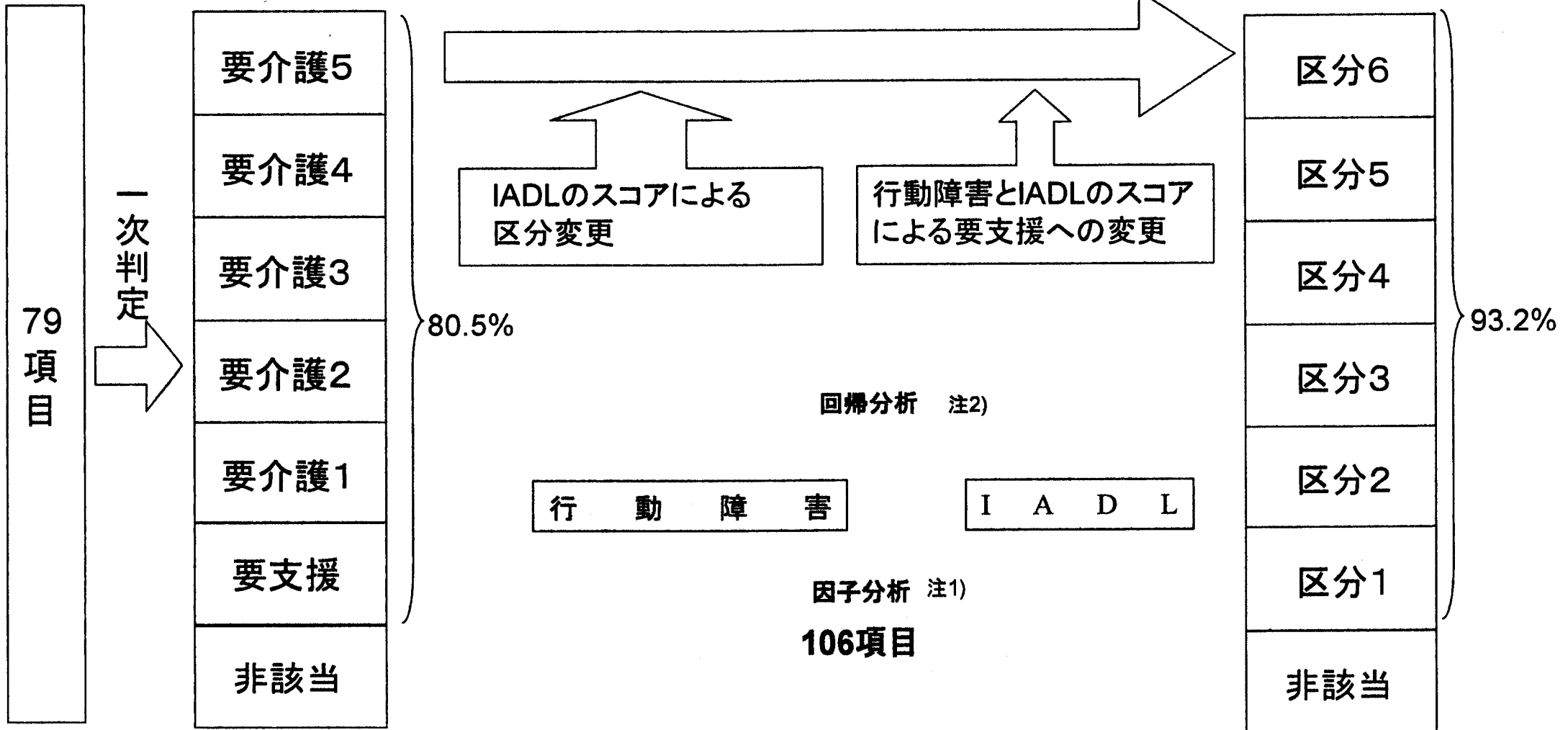
【基本的視点】

- 障害程度区分の開発に当たっては、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の点を踏まえて行う。
 - (ア) 身体障害・知的障害・精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とする。
 - (イ) 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とする。
 - (ウ) 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化する。
- 今回の試行事業において、コンピューター判定に加え、審査会の二次判定を経て、96%が支援が必要と判定されており、ロジックの開発に当たっては、この結果をできる限り反映することを基本に考えていく。

【分析結果】

- 介護給付の対象となるホームヘルプサービス利用者(1423人)における試行事業の認定調査項目106項目について、共通の傾向でチェックされる項目をグループ化する因子分析を行ったところ、大きく6つの群(ADL(1群)、認知機能障害(2群)、行動障害(3群)、IADL(4群)、生活項目(5群)、精神症状(6群))が発見された。
- これらの群について、最終判定との関係について回帰分析をしたところ、既に1次判定で評価されているADL(1群)のほか、行動障害(3群)、IADL(4群)が有意であり、併せてこれらの群と変更度(1次判定から最終判定への変更度)の関係について以下のことが認められた。
 - ① IADLのスコアと最終判定結果との間に高い相関関係が認められること。
 - ② 行動障害(3群)及びIADL(4群)のスコアが一定以上の場合、非該当から要支援への変更が認められること。

試行事業の分析結果



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

新ロジックを導入した場合の1次判定結果

80.5%

試行事業	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1次判定	277	340	369	108	86	95	148	1423
	19.5%	23.9%	25.9%	7.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%

新ロジック	非該当	区分1 (要支援)	区分2 (要介護1)	区分3 (要介護2)	区分4 (要介護3)	区分5 (要介護4)	区分6 (要介護5)	合計
1次判定	97	425	392	180	86	95	148	1423
	6.8%	29.9%	27.5%	12.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%

93.2%

注) 試行事業における最終判定では、要支援以上は96.4%

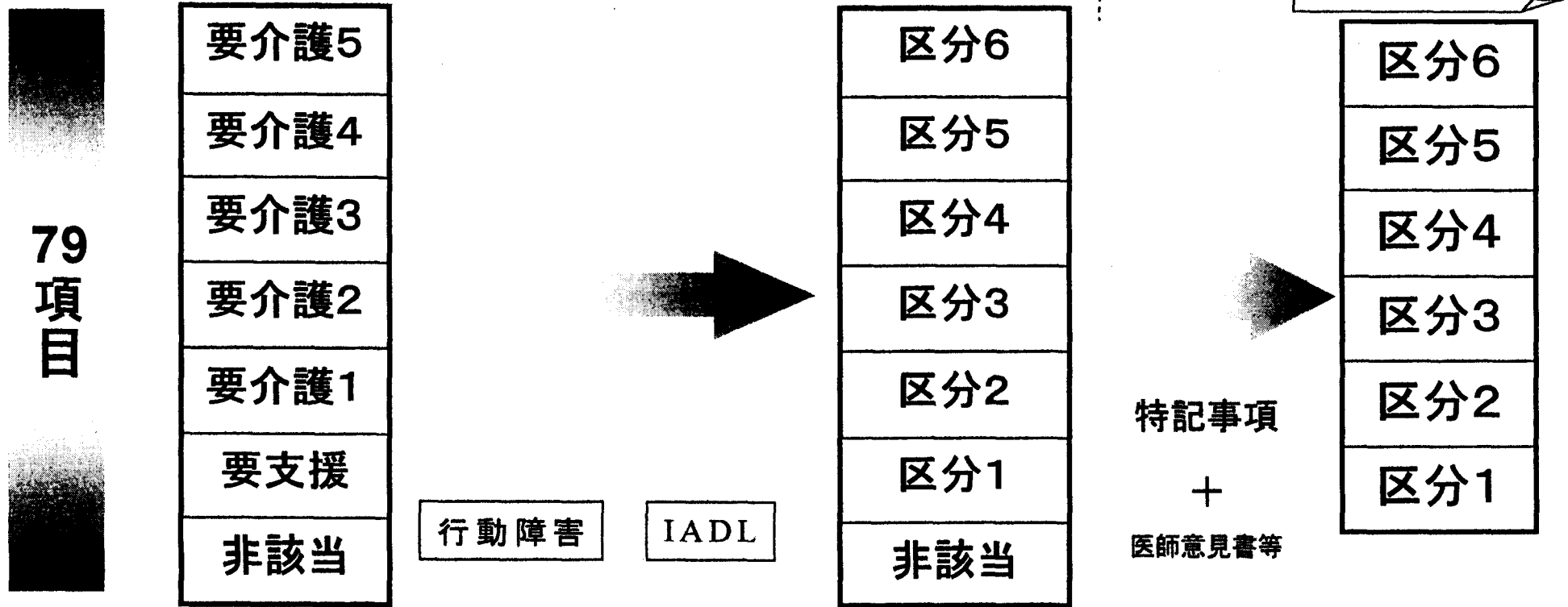
介護給付における障害程度区分の判定ロジック(案)

【障害程度区分】

- 1 79項目の調査結果から一定時間以上の介護時間を要すると推計される状態
- 2 79項目の調査結果に加え、行動障害の頻度とIADLに係る支援の必要性に関する調査結果も勘案して1に相当すると認められる状態
- 3 106項目の調査結果、特記事項及び医師意見書も勘案して1に相当すると認められる状態

1次判定

2次判定



2. 訓練等給付

訓練等給付におけるスコアについて

- 訓練等給付については、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて訓練等給付の支給決定が行われることになるが、仮に、当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、暫定支給決定に当たって、申請者の待機時間とあわせて、利用の優先度を判断するためにスコア(点数)を設けることを想定している。
- 今回の試行事業においては、市町村審査会において訓練系サービスの必要性に関する判断が行われたが、その結果に関し、106項目の因子分析等を行った結果では、IADL項目(4群)や生活項目(5群)の項目に該当した場合に有意であると認められた。

IADL・生活項目(※)

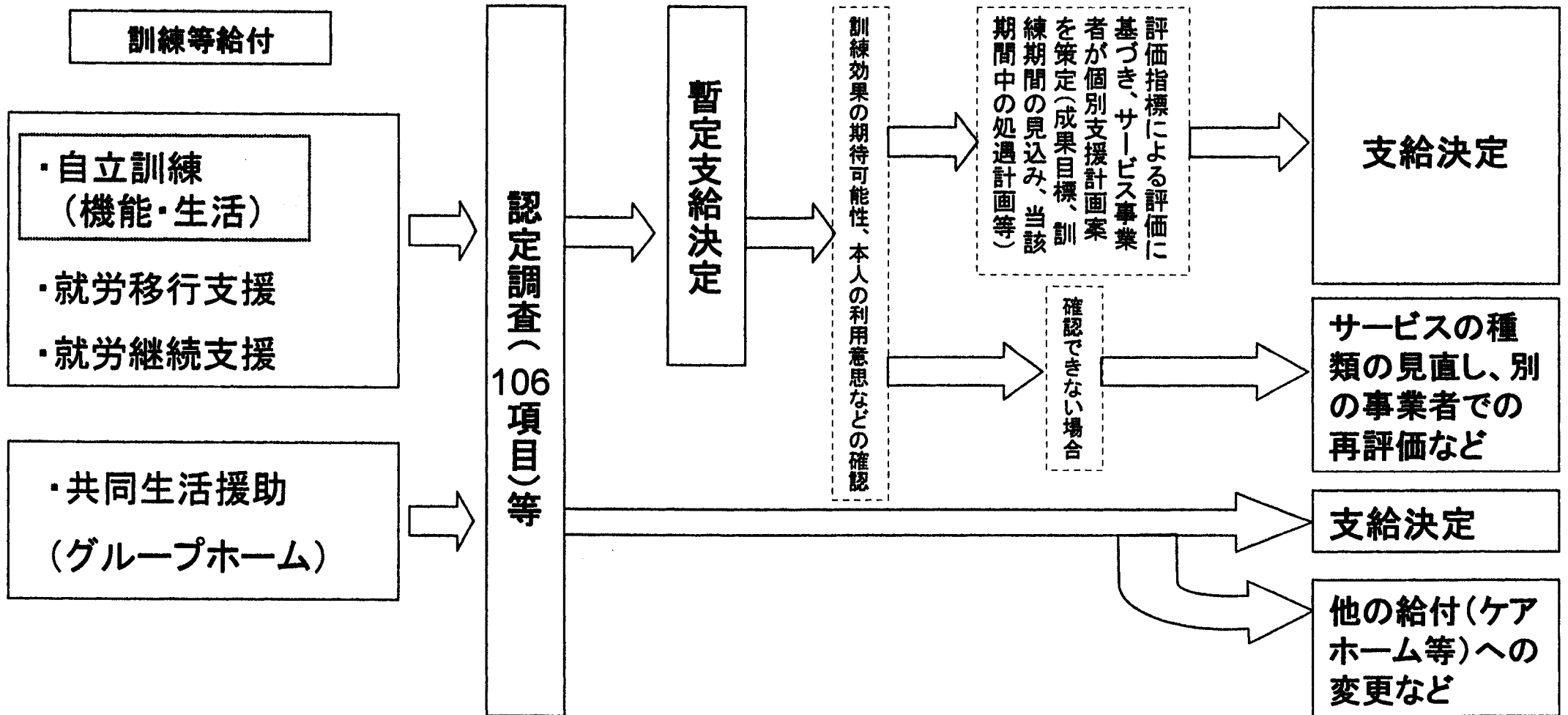
訓練系サービス

因子分析
106項目

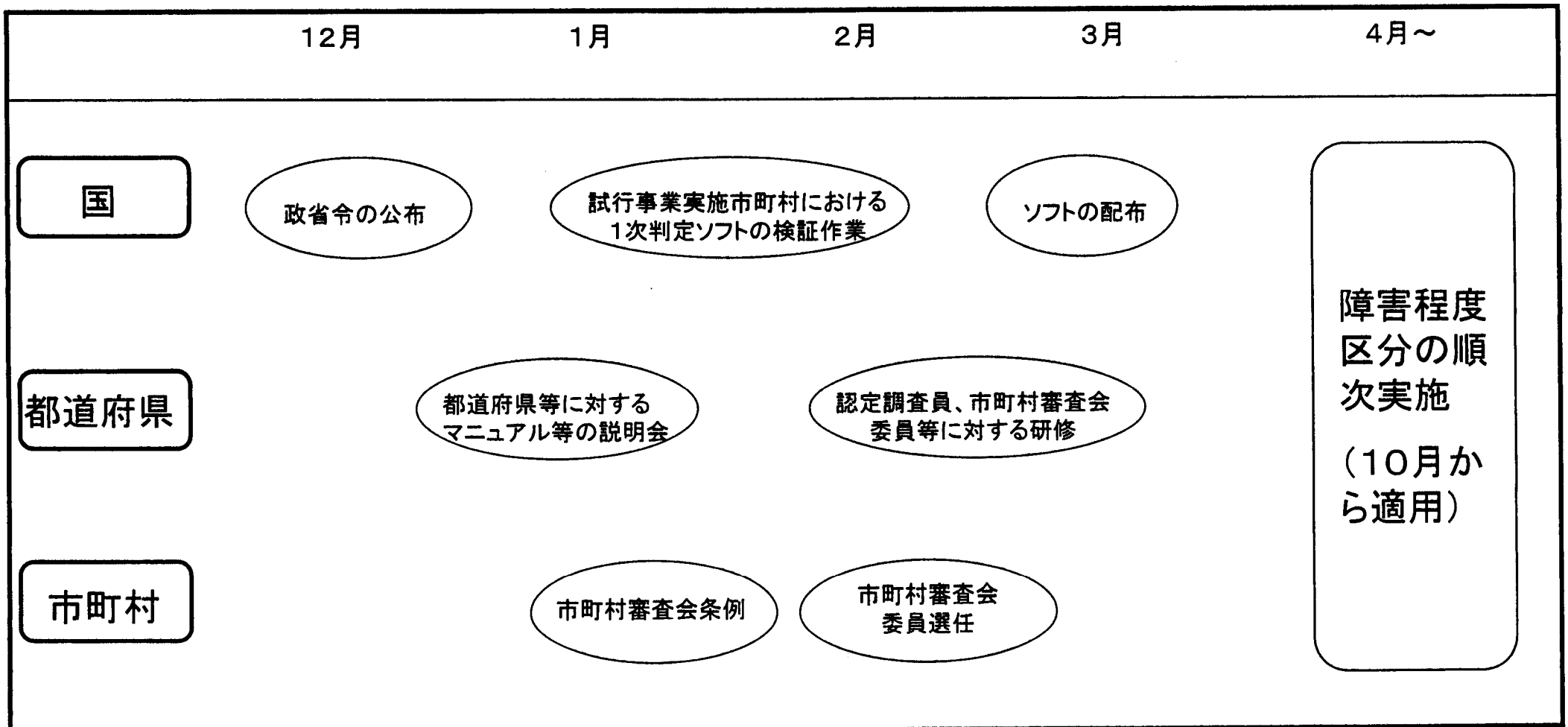
※ IADL 項目(7項目) : 掃除、洗濯、調理、入浴準備、食事の配下膳、買い物、交通手段の利用
生活項目(4項目) : 口腔清潔、洗顔、整髪、薬の内服

訓練等給付におけるスコアの取り扱い

- 利用希望者は、できる限り本人の希望を尊重し、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。
- 当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、申請者の待機時間を考慮して、暫定支給決定の優先度を判定する。ただし、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の場合には、待機期間に加えて、IADL・生活関連のスコアをあわせて勘案して判定する。



障害程度区分関係の今後のスケジュール



(参考)

障害程度区分判定等試行事業の結果

※ 数字は速報値であり、自治体への照会結果により若干の変更がありうるものである。

判定結果

最終結果

	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
全障害者	1790	239	139	197	258	478	414	65
	100.0%	13.4%	7.8%	11.0%	14.4%	26.7%	23.1%	3.6%
身体障害者	600	170	69	57	70	110	105	19
	100.0%	28.3%	11.5%	9.5%	11.7%	18.3%	17.5%	3.2%
知的障害者	593	69	64	110	98	133	105	14
	100.0%	11.6%	10.8%	18.5%	16.5%	22.4%	17.7%	2.4%
精神障害者	597	0	6	30	90	235	204	32
	100.0%	0.0%	1.0%	5.0%	15.1%	39.4%	34.2%	5.4%

(参考)一次判定結果

	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
全障害者	1790	176	109	116	147	456	445	341
	100.0%	9.8%	6.1%	6.5%	8.2%	25.5%	24.9%	19.1%
身体障害者	600	135	78	59	47	130	75	76
	100.0%	22.5%	13.0%	9.8%	7.8%	21.7%	12.5%	12.7%
知的障害者	593	41	31	57	91	167	139	67
	100.0%	6.9%	5.2%	9.6%	15.3%	28.2%	23.4%	11.3%
精神障害者	597	0	0	0	9	159	231	198
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	26.6%	38.7%	33.2%

一次判定結果－最終判定結果 要介護度変化

[対象：全体]

単位 上段：人数、下段：割合（％）

一次 \ 最終	最終							
	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
計	1700 100.0	239 13.4	199 7.8	197 11.0	268 14.4	478 26.7	414 23.1	65 3.6
要介護5	178 100.0	175 98.4	0 0.0	1 0.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護4	109 100.0	43 39.4	65 59.6	1 0.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護3	116 100.0	14 12.1	44 37.9	56 48.3	2 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護2	147 100.0	4 2.7	15 10.2	67 45.6	58 39.5	3 2.0	0 0.0	0 0.0
要介護1	456 100.0	2 0.4	11 2.4	55 12.1	123 27.0	258 56.6	7 1.5	0 0.0
要支援	445 100.0	1 0.2	3 0.7	11 2.5	55 12.4	157 35.3	214 48.1	4 0.9
非該当	341 100.0	0 0.0	1 0.3	6 1.8	20 5.9	60 17.6	193 56.6	61 17.9

[対象：障害種別＝身体]

単位 上段：人数、下段：割合（％）

一次 \ 最終	最終							
	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
計	609 100.0	170 28.3	69 11.5	57 9.5	70 11.7	110 18.3	105 17.5	19 3.2
要介護5	135 100.0	135 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護4	78 100.0	28 35.9	49 62.8	1 1.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護3	59 100.0	6 10.2	18 30.5	34 57.6	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護2	47 100.0	1 2.1	2 4.3	12 25.5	30 63.8	2 4.3	0 0.0	0 0.0
要介護1	130 100.0	0 0.0	0 0.0	8 6.2	33 25.4	87 66.9	2 1.5	0 0.0
要支援	75 100.0	0 0.0	0 0.0	1 1.3	6 8.0	17 22.7	49 65.3	2 2.7
非該当	76 100.0	0 0.0	0 0.0	1 1.3	0 0.0	4 5.3	54 71.1	17 22.4

[対象：障害種別=知的]

単位 上段：人数、下段：割合（％）

一次	最終							
	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
計	593 100.0	69 11.6	64 10.8	110 18.5	98 16.5	133 22.4	105 17.7	14 2.4
要介護5	41 100.0	40 97.6	0 0.0	1 2.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護4	31 100.0	15 48.4	16 51.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護3	57 100.0	8 14.0	26 45.6	22 38.6	1 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護2	91 100.0	3 3.3	12 13.2	50 54.9	26 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護1	167 100.0	2 1.2	8 5.4	32 19.2	56 32.9	67 40.1	2 1.2	0 0.0
要支援	139 100.0	1 0.7	1 0.7	8 2.2	16 10.8	59 42.4	59 42.4	1 0.7
非該当	67 100.0	0 0.0	0 0.0	2 3.0	1 1.5	7 10.4	44 65.7	13 19.4

[対象：障害種別=精神]

単位 上段：人数、下段：割合（％）

一次	最終							
	計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
計	597 100.0	0 0.0	6 1.0	30 5.0	90 15.1	235 39.4	204 34.2	32 5.4
要介護5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護2	9 100.0	0 0.0	1 11.1	5 55.6	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0
要介護1	159 100.0	0 0.0	2 1.3	15 9.4	35 22.0	104 65.4	3 1.9	0 0.0
要支援	231 100.0	0 0.0	2 0.9	7 3.0	34 14.7	81 35.1	108 45.9	1 0.4
非該当	198 100.0	0 0.0	1 0.5	3 1.5	19 9.6	49 24.7	95 48.0	31 15.7

ホームヘルプサービス利用状況

【全体】	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	44	323	376	173	125	100	192	1333
	3%	24%	28%	13%	9%	8%	14%	100%
平均利用時間数	11.4	13.8	14.9	18.3	29.8	50.7	79.6	28.3

【身体】	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	13	89	90	57	45	62	153	509
	3%	17%	18%	11%	9%	12%	30%	100%
平均利用時間数	14.1	18.1	23.3	26.7	47.6	72.6	93.7	51.9

【知的】	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	12	64	84	38	52	32	39	321
	4%	20%	26%	12%	16%	10%	12%	100%
平均利用時間数	12.0	16.2	15.2	23.8	24.0	16.3	24.2	18.8

【精神】	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	19	170	202	78	28	6	0	503
	4%	34%	40%	16%	6%	1%	0%	100%
平均利用時間数	9.2	10.6	10.9	9.4	11.9	9.3	0	10.4

☆ 身体介護、家事援助、日常生活支援について集計を行った。

身体障害者の障害種別ホームヘルプサービス利用状況

【視覚障害】

	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	7	50	22	7	7	2	6	101
	7%	50%	22%	7%	7%	2%	6%	100%
平均利用時間数	14.7	19.8	16.7	32.4	31.3	8.8	97.9	24.9

(重複障害者を含む)

【聴覚障害】

	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	-	4	8	1	2	2	5	22
	-	18%	36%	5%	9%	9%	23%	100%
平均利用時間数	-	11.5	17.6	26.5	39.8	11.5	33.9	22.1

(重複障害者を含む)

【肢体不自由】

	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	4	37	74	54	57	70	171	467
	1%	8%	16%	12%	12%	15%	37%	100%
平均利用時間数	10.3	15.1	24.0	23.5	40.5	61.9	84.8	53.1

(重複障害者を含む)

【内部障害】

	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
対象者	2	10	13	8	6	4	6	49
	4%	20%	27%	16%	12%	8%	12%	100%
平均利用時間数	15.3	16.7	21.5	25.3	11.4	92.8	87.8	33.6

(重複障害者を含む)

☆ 身体介護、家事援助、日常生活支援について集計を行った。

☆ 知的障害や精神障害との重複、身体障害で重複している方も含めて集計している。

試行事業の最終判定における1次判定結果の変更理由

	27項目	医師 意見書	特記 事項	その他	計
全体	425 47.1%	293 32.4%	91 10.1%	94 10.4%	903 100.0%
身体障害者	111 55.8%	31 15.6%	30 15.1%	27 13.6%	199 100.0%
知的障害者	201 57.4%	72 20.6%	35 10.0%	42 12.0%	350 100.0%
精神障害者	113 31.9%	190 53.7%	26 7.3%	25 7.1%	354 100.0%

※ その他は、市町村審査会において、医師意見書等との突合の結果、認定調査結果が変更された場合等

試行事業の2次判定結果における非該当者の概況

状況	年齢層	ホームヘルプ利用時間数別人数 (身体介護、家事援助、日常生活支援利用者)						合計
		0	1-9	10-19	20-29	30-39	計	
単身又は同居者による介護なし	10		1				1	45
	20	1	1				2	
	30	1	2	1	1		5	
	40	2	6	2		1(※)	11(※)	
	50	2	4	4		1	11	
	60	2	8	3	1		14	
	70	1					1	
同居者による介護あり	20					1(※)	1(※)	7
	30		2				2	
	40		1	1			2	
	50		1				1	
	60		1				1	
不明	30		4				4	13
	40		2				2	
	50		4	1			5	
	60		1				1	
	70		1				1	
計		9	39	12	2	3	65	65

※ 認定調査が不十分のため、判定不能等とされたケース

非該当と判定された者の概況(代表的な例)

整理No.	年齢	性別	概況	サービス利用状況		介護等の状況				
				身体介護 時間	家事援助 時間	同居者が 高齢	同居者が 障害者	同居者が 就労	同居者が 未成年	単身
身体1	60	男性	孫(12歳・9歳)の三人暮らし。医師から食事指導の入院を勧められるが孫が居るので入院できない。孫は家事等をよく手伝う。	0	22				○	
身体2	60	男性	一人で家事全般を行うが、衣服の管理や洗濯の仕方などに課題があり、汚れが目立つ。十分に行き届かない状況。	0	19					○
身体3	60	男性	バランスのとれた食事を要するものの、できあいのものを多く購入している。家事は可能。	0	8.5					○
知的1	35	女性	夫は収監中で2年前から不在。現在離婚手続き中。子供3人の内、長男長女は施設入所。次男は在宅で児童通園施設通所。家事は能力的には可能だが、子育てもあり、自ら実行できないためヘルパー利用。	0	16		○			
知的2	40	女性	一年前までスーパー勤務。現在一人暮らしで通所授産施設に通っている。子(高2):H15～児童養護施設入所中。時々(月に1回)ケースの所へ帰省。家事、特に、調理・洗濯・掃除などが不十分にしかできないため支援が必要。	0	18					○
知的3	30	女性	兄妹と3人暮らしで、全員が療育手帳を所持。本人は一年前に母の看病のため退職。家事は一応可能。現在作業所に通っている。兄と妹は一般就労しているが、現在、兄は糖尿病で入院中。家には風呂がなく、猫も飼っているため悪臭がする。	2	0		○			
精神1	50	男性	長期入院後であるが、症状も落ち着き、生活の自立度は高い。金銭管理や食事のバランスを考慮した食材購入・調理等在宅生活上の課題がある。	5	4				○	
精神2	60	女性	身体機能面においては、日常生活におけるすべての動作は可能。統合失調症による意欲の減退により自発的な掃除や調理ができず助言やサポートが必要。	2.5	2					○
精神3	45	男性	小2の娘と2人暮らし。意欲減退により、子供を学校に送り出した後は、家で横になっていることが多い。食事は自炊と買ってすますのが半々程度。不規則な生活リズムにより、日中生活に支障が生じている。	0	3.5				○	

介護サービス以外の訪問型サービスに関するニーズへの対応

家事等の訓練



生活訓練事業

見守り
安否確認
家事支援
レスパイト



地域生活支援事業
(生活サポート事業(仮称))

同居者(子ども・
老親)に障害



障害児サービスや
介護保険

ひとり親等の
子(孫)育て



母子家庭等支援事業

試行事業を実施した自治体からの意見

(1) 認定調査について

- 調査員や医師意見書を記載いただく医師について、調査技術や判断基準に差があり、定期的な研修やマニュアルが必要ではないか。
- 障害者の実態をできるだけ具体的に把握できるよう、概況調査や特記事項等の記入の仕方について調査員の研修が必要ではないか。
- 認定調査に当たって、判断に迷ったり時間がかかった。
- 概況調査や認定調査の項目が多く、調査の負担の軽減を図る観点から、簡素化すべき。
- 精神障害者・知的障害者の調査の場合は、本人をよくわかる人の同席等が必要ではないか。
- 精神障害者の状態には波があり、調査時点のみでの判断でよいのか。
- 概況調査結果をどのように活用するか明確にするべきである(例えば、家族の状況や本人のニーズ)。
- 介護保険と違い、障害の場合は社会生活を前提とした調査項目にすべき。

(2) 医師意見書等について

- 知的障害者は定期的に通院していない場合が多く、医師意見書を確保するのに苦労した。
- 重複障害の場合、医師の意見書をどうするか。
- 本人の状態がわかるように、医師意見書の記載内容を細かくしてもらいたい。(例えば、病歴、服薬、身長、体重、体調の変化等)
- 手帳判定時の診断書を活用できないか。

(3) 市町村審査会等について

- 二次判定で介護度を上げる場合の基準(一次判定で使われない項目、医師意見書の扱いなど)が明確ではない。
- 障害程度区分の判定に資するよう、障害程度区分ごとの標準的なサービスや支給量を示すべきである。
- 三障害それぞれの審査委員を各市町村単位で選任するのは困難である。
- 合議体の構成については、専門別か三障害一緒か。
- 医師意見書、調査票の特記事項の記載が不十分であることから、情報不足で判定できないケースがあった。
- 申請から支給決定までに時間がかかりすぎる。
- 二次判定の際の行動関連項目、精神症状関連項目、生活関連項目による一次判定変更の基準を示して欲しい。

ヒアリングでの主な意見

11月9日、10日の両日において、障害者関係団体(19団体)及び学識経験者(4名)によりヒアリングを実施。

- 脳性マヒの場合は巧緻行動が苦手、緩慢な動作、不随意運動等の特徴があり、「できる」「できない」だけの尺度では状態像の把握が十分でないのではないかと。
- 精神障害は状態が変化するので、重たかった時の状態も含めた判断ができるようにする必要がある。
- 盲ろう重複は対象者が少ないが、障害特性に配慮していただきたい。また、盲ろうの方への調査の時には、きちんと通訳が付くように市町村支援をお願いしたい。
- 79項目では、視覚障害者の「見えない」という状態の把握は十分ではない。27項目についてよく検討いただきたい。
- 軽度知的障害を持ち、しばしば反社会的な行動(売春・窃盗など)をしてしまう者の支援は根気がある、また、支援する者の力量が問われる一方、非該当、要支援程度になる可能性が高い。特記事項の中に反社会的行動も含めるようにしていただきたい。
- 急に給付が必要になった時の対応はどうなるのか。特に精神障害については、状態の変動幅が大きいので、例えば、この2週間だけサービスを受けたいというときの方策を検討していただきたい。
- 市町村審査会の委員について、精神障害者の状態を適切に把握できる精神科医を入れていただきたい。
- 薬の飲み忘れや、お金を使いすぎてしまうといった部分も支援が必要な部分であり、こうした状態も把握できるようにすべき。
- 生活関連の項目について、過去の不快な状況がフラッシュバックしてできなくなる状態についても、考慮すべきではないか。
- 市町村審査会でどのように意思決定していくかについてのマニュアルが必要ではないか。
- 高齢者とのライフスタイルの違い、地域力(共助)、ICFの考え方、社会参加などを考慮すべきではないか。
- 認定調査は、行動援護等のサービスを受けている状態で評価するのか。それとも、サービス利用していない場合を想定して評価するのか。

認定調査票(基本調査)の106項目 その1

		項 目	※			項 目	※
麻痺等 関連	1-1	左上肢麻痺等		身 辺 関 連	5-17	口腔清潔	
	1-1	右上肢麻痺等			5-14	洗髪	
	1-1	左下肢麻痺等			5-1ウ	整髪	
	1-1	右下肢麻痺等			5-1E	つめ切り	
	1-1	その他麻痺等			5-27	上衣の着脱	
	1-2	肩関節の動く範囲の制限			5-24	ズボン、パンツの着脱	
	1-2	ひじ関節の動く範囲の制限			5-3	薬の内服	
	1-2	股関節の動く範囲の制限			5-4	金銭の管理	
	1-2	ひざ関節の動く範囲の制限			5-5	電話の利用	
	1-2	足関節の動く範囲の制限			5-6	日常の意思決定(日常生活における不安、悩み等に関する相談)	
	1-2	その他の関節の動く範囲の制限			6-1	視力	
移 動 関 連	2-1	寝返り(体位交換)		コ ミュ ニ ケー シ ョ ン 関 連	6-2	聴力	
	2-2	起き上がり			6-37	意思の伝達	
	2-3	座位保持			6-34	本人の独自の表現方法を用いた意思表示	○
	2-4	両足での立位保持			6-47	介護者の指示への反応	
	2-5	歩行			6-44	言葉以外の手段を用いた説明理解	○
	2-6	移乗(車いすとベッド間)			6-67	毎日の日課を理解することが	
	2-7	移動			6-54	生年月日や年齢を答えることが	
動 作 関 連	3-1	立ち上がり			6-5ウ	面接調査の直前に何してたか思い出すことが	
	3-2	片足での立位保持			6-5E	自分の名前を答えることが	
	3-3	洗身(入浴行為以外)			6-5オ	今の季節を理解することが	
介 護 関 連	4-17	じょうそう(床ずれ)			6-5カ	自分いる場所を答えることが	
	4-14	じょうそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等					
	4-2	えん下					
	4-3	食事摂取					
	4-4	飲水					
	4-5	排尿					
	4-6	排便					

※ ○=要介護認定基準の認定調査項目以外の項目(27項目)

認定調査票(基本調査)の106項目 その2

		項 目	※			項 目	※
行動等関連	77	物を盗られたなどと被害的になることが		行動等関連	74	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	○
	74	作話をし周囲に言いふらすことが			75	再三の手洗いや、繰り返し確認のため、日常動作に時間がかかることが	○
	75	実際にはないものが見えたり、聞えることが			76	他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	○
	76	泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが			77	一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	○
	77	夜間不眠あるいは昼夜の逆転が			78	話がまとまらず、会話にならないことが	○
	78	暴言や暴行が			79	集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	○
	79	しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが			80	現実には合わず高く自己を評価することが	○
	80	大声をだすことが			81	他者に対して疑い深く拒否的であることが	○
	81	助言や介護に抵抗することが			8-1	点滴の管理	
	82	目的もなく動き回ることが			8-2	中心静脈栄養	
	83	「家に帰る」等と言いつつも着きがないことが			8-3	透析	
	84	外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることが			8-4	ストーマ(人工肛門)の処置	
	85	1人で外に出たがり目が離せないことが			8-5	酸素療法	
	86	いろいろなものを集めたり、無断でもってくるものが			8-6	レスピレーター(人工呼吸器)	
	87	火の始末や火元の管理ができないことが		8-7	気管切開の処置		
	88	物や衣類を壊したり、破いたりすることが		8-8	疼痛の看護		
	89	不潔な行為を行う(排泄物を弄ぶ)ことが		8-9	経管栄養		
	90	食べられないもの口に入れることが		8-10	モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)		
	91	ひどい物忘れが		8-11	じょくそうの処置		
	92	特定の物や人に対する強いこだわりが	○	8-12	カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)		
	93	多動または行動の停止が	○	9-1	調理(献立を含む)	○	
	94	パニックや不安定な行動が	○	9-2	食事の配膳・下膳(運ぶこと)	○	
	95	自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	○	9-3	掃除(整理整頓)	○	
	96	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	○	9-4	洗濯	○	
	97	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってこることが	○	9-5	入浴の準備と後片付け	○	
	98	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	○	9-6	買い物	○	
	99	突然走っていなくなるような突発的行動が	○	9-7	交通手段の利用	○	
100	異食、過食、反すう等の食事に関する行動が	○	9-8	文字の視覚的活用	○		

※ ○=要介護認定基準の認定調査項目以外の項目(27項目)

支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。

